

2025.6.1

# 熱中症対策が強化されました！

改正『労働安全衛生規則』が、令和7年6月1日から施行されました  
この改正により、事業主に対する**熱中症対策が義務付け**られ、**熱中症者の報告体制の整備**や**熱中症の悪化を防止する措置の準備**を行い、**関係従事者に周知**させることとなりました。熱中症の正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう

報告体制

熱中症者の発見者



熱中症担当者

事務長  
山村

へ連絡

対応フロー

## 【熱中症者の発見】

### 《熱中症が疑われる症状例》

[他覚症状] ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 など

[自覚症状] めまい、筋肉痛、筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、吐き気、倦怠感、高体温 など



熱中症担当者および事業主へ連絡

## 【発見者及び熱中症担当者の対応】

[対応方法] 作業をやめさせ、涼しい場所で、身体を冷却する



## 【意識異常の有無】

[判断基準] 意識の有無だけでなく、返事はしっかりしているか、ボーッとしていないかなど、普段と様子がおかしい場合も「異常等あり」として対応（自院の医師や専門医等へ相談）



異常等あり

救急隊要請



異常等なし

できない

自力での水分摂取可能か

できる

医療機関までの搬送の間や経過観察中は一人にしないこと



専門医療機関へ搬送

回復しない、症状が悪化する場合

経過観察

回復

回復

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合がありますため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておきましょう

山村みなこスキンクリニック